

障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例（仮称）案の骨格案

1 条例案の構成の概要

条例案の構成については、おおむね次のとおりとする。

- ①条例全体の共通事項（理念、責務など）を第1の「総則」で規定する。
- ②差別の禁止等（差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供）を第2で規定する。
- ③差別の解消のための体制等（相談体制など）と共生社会の実現を図るための施策について、第3と第4で規定する。
- ④施策の推進体制の整備が必要な場合、第5で推進体制などを規定する。

※条例名は、共生社会の実現を目指す趣旨を示すものとして仮に設定

（参考）

- 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

2 全体の構成

前文

第1 総則

- ア 目的（条例が目指すものや条例に規定する事項などを規定）
- イ 定義（条例上重要な用語〔障がい者など〕の定義を規定）
- ウ 基本理念（条例の施策などに関する理念を規定）
- エ 責務・役割等（県の責務などを規定）
- オ 障害者計画の策定に関する方針

第2 差別の禁止等

- ア 差別的取扱いの禁止
- イ 合理的配慮の提供
- ウ 差別を解消するための措置等

第3 差別の解消のための体制等

- ア 相談体制
- イ 紛争解決を図る体制

第4 共生社会の実現を図るための施策

- 障害者基本法等に基づく施策を具体化したものやそれらを補完する施策を規定

第5 施策の推進体制等

第6 雜則等

- 財政上の措置などを規定

3 各規定の具体的なイメージ

前文

条例の制定趣旨や理念などを規定する。

(想定項目)

- 三重県における障がい者を取り巻く現状と課題、現状と課題を踏まえた条例制定の必要性、条例の基本となる考え方など

第1 総則

ア 目的

条例で定める事項（基本理念、責務、展開する施策など）の全体像と条例が目指すものを規定する。

(条例が目指すものについての想定項目)

- 全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

イ 定義

障害者基本法等の関係法律や他の道府県での事例を踏まえ、条例上重要な用語の定義を規定する。

(想定項目)

[法律で定義を設けている用語の例]

- ①障害者／②社会的障壁／③事業者

[条例で定義を設けている用語の例]

- ①障がい（害）を理由とする差別／②合理的配慮

ウ 基本理念

障害者基本法と障害者差別解消法の理念を踏まえ、条例の基本理念を規定する。

(規定の方向性)

障害者基本法第3条は、共生社会の実現に関する3つの理念（①社会参加の確保、②生活場所の選択機会の確保、③意思疎通手段の選択の機会の確保・拡大）を規定していることから、同条の理念を条例でも基本に据える。

エ 責務・役割等

障害者基本法と障害者差別解消法の責務を踏まえ、条例での責務や役割を規定する。

(想定項目)

- 県の責務と県民の責務（役割）
- 市町や関係団体等との連携

※市町の責務（役割）は、県と市町が対等の関係であることを踏まえ、規定しない（参考：三重県手話言語条例は、市町の責務〔役割〕を規定せず）。

オ 障害者計画の策定に関する方針

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者計画が障害者基本法のほか、障害者差別解消法、障害者虐待防止法その他関係法令の理念を踏まえて策定されなければならないとする方針を規定する。

第2 差別の禁止等

ア 差別的取扱いの禁止

障害者基本法、障害者差別解消法等の規定を踏まえ、差別行為の禁止を規定する。

(想定項目)

- 禁止する差別行為
- 差別禁止の対象範囲

イ 合理的配慮の提供

障害者基本法、障害者差別解消法等の規定を踏まえ、合理的配慮の提供を規定する。

(想定項目)

- 事業者による合理的配慮
- 合理的配慮の提供の対象範囲

ウ 差別を解消するための措置等

障がい者差別の解消のための措置を規定する。

(想定項目)

- 職員対応要領の作成の義務化
- 日常生活、事業活動等の各分野で特に配慮すべき事項の策定(※)
※差別の例示・類型化を行わない場合の対応
- 事業者の取組に対する支援 など

第3 差別の解消のための体制等

ア 相談体制

障がい者差別（合理的配慮の不提供を含む。イにおいて同じ。）に関する相談体制を規定する。

(規定の方向性)

相談員による相談の仕組みを設ける。

イ 紛争解決を図る体制

相談対応による解決に至らない障がい者差別に関する事案について、紛争解決を図る体制を規定する。

(規定の方向性)

「当事者の合意・和解を重視したプロセス」（有識者意見）とすることを基本に据えるとともに、他の道府県の事例を踏まえ、「助言・あっせん」による仕組みを設ける。

(想定項目)

- 調整を行う主体
- 対象事案
- 実効性の担保

※助言・あっせんの手続により、紛争が解決に至った場合であっても、課題（費用の問題により設備の改善までは実現できなかつたなど）が残される場合もあり得ることから、積み残された課題の解決の調査・研究を行う仕組みについても併せて検討する。

第4 共生社会の実現を図るための施策

共生社会の実現を図るための施策について、障害者基本法等に基づく施策を踏まえ、その具体化を図る又はそれを補完するものを規定する。

(規定の方向性)

- 条例の施策と障害者基本法等に基づく施策との連携を図ることを明らかにしつつ、具体的な施策を規定する。
- 障がい・障がい者に対する理解がいまだ十分でないとの指摘が多いことを踏まえ、障がい者差別の解消と障がい・障がい者に対する理解の増進について普及啓発を図ることを規定する。

※原則として法律と同一の内容は規定しない。

第5 施策の推進体制等

障がい者差別の解消や共生社会の実現を図るための施策を実施するに当たっての推進体制等を規定する。

(想定項目)

- 「障害者差別解消支援地域協議会」の設置の義務化
- 共生社会の実現を図るための施策の策定・監視を行う協議会の設置

第6 雜則等

条例の細目として必要なものを規定する。

(想定項目)

- 財政上の措置
- 規則への委任 など

参照条文

【第1 総則 関係】

〔目的〕

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのつとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

〔定義〕

○障害者基本法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
イ～ヘ （略）
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(障がいを理由とする差別・合理的配慮を定義する例)

○障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（平成 26 年茨城県条例第 31 号）

(定義)

第 2 条 （略）

2 （略）

3 この条例において「差別」とは、障害を理由として障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。

4 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

〔基本理念〕

○障害者基本法

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

〔責務・役割等〕

○障害者基本法

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）〔※〕にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

※地域社会における共生等（第3条）、差別の禁止（第4条）、国際的協調（第5条）を指す。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

【第2 差別の禁止等 関係】

[差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供]

○障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 (略)

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行つたため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつてゐる事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な發揮の支障となつてゐる事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律
第 79 号）

（障害者に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

【差別を解消するための措置等】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2～5 （略）

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

【第3 差別の解消のための体制等 関係】

【差別の解消のための体制等】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【第4 共生社会の実現を図るための施策 関係】

○障害者基本法

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たつては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

【第5 施策の推進体制等 関係】

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3・4 (略)

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第一項の合議制の機関〔※〕の意見を聴かなければならない。

※三重県では、「三重県障害者施策推進協議会」

6～9 (略)

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非

- 當利活動法人その他の団体
- 二　学識経験者
- 三　その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【第6 雜則等 関係】

○障害者基本法

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。